

令和2年5月14日

川西市議会議長

秋 田 修 一 様

建設公企常任委員長

大矢根 秀 明

委 員 会 報 告 書

本委員会に付託の事件は、審査の結果、別紙のとおり決定したので、会議規則第101条の規定により報告します。

建設公企常任委員会における審査の経過と結果について（審査日：令和2年5月14日）

1. 議案第34号 令和2年度川西市一般会計補正予算（第2回）

議案の概要

第1表 歳出第8款土木費。

質疑の概要

(1) 第1表 歳出

① 第8款 土木費

問 今回、新型コロナウイルス感染症の影響を受け、解雇等により住宅の退去を余儀なくされた方に市営住宅を提供すべく、住戸修繕経費として330万円を計上しているが、提供しようとする住宅の場所や7戸とされた根拠等について伺いたい。

答 今回提供しようとする住宅は、花屋敷団地、栄花団地、栄町団地で合計7戸を予定している。このうち3戸については、即入居可能な状態であるが、残る4戸については軽微な修繕が必要であることから、1戸あたり82万5000円の住戸内の修繕に係る経費を計上している。

問 提供可能な市営住宅7戸を超えた需要が生じた場合については、他の市営住宅の活用や県営住宅との連携により対応可能と考えるがどうか。

答 花屋敷団地の建替事業を実施する中で、若干の空住戸も確保しているほか、県営住宅についても県と協議しながら必要に応じて案内できるものと考えている。

問 今回の市営住宅入戸募集方法や家賃について詳細説明を伺いたい。

答 市営住宅への入居に関しては、市の総合相談窓口に来られた方の中で、住宅に困窮されている申し出があった場合に案内することとしている。

また、入居する方の家賃については、平成20年に国土交通省より発出された解雇等により住居の退去を余儀なくされる者の公営住宅への入居についての通知を準用し、現在の収入に応じて減免等を行ったうえで決定することとしている。

特記事項 なし

審査結果 原案可決（全員賛成）